

# 令和6年度

## 町会定時総会資料(ホームページ用)

日時:令和6年4月6日(土),午前10時

場所:油川市民センター

案件:1号議案 令和5年度事業報告

監査報告(掲載なし)

2号議案 令和5年度収支決算報告(掲載なし)

3号議案 令和6年度事業計画

4号議案 令和6年度予算(掲載なし)

その他(親睦旅行 等)

### 添付資料

- ・日の出町町会規約、慶弔規定
- ・令和5年度 日の出町会関係行事一覧

青森市日の出町会

# 1号議案

## 令和5年度 日の出町会事業報告

コロナ対策も徐々に緩和され、巷には活気の兆しが見えてきました。正月早々の能登半島地震には度肝を抜かれました。被災された方々には謹んでお見舞い申し上げます。コロナ対策に代わって、今度は天変地異に対する防災対策が国民の関心事になってきました。

このような環境下で、日の出町会には新しく町会に移り住む人がほとんどなく、会員数の増加は期待できないどころか、逆に自然減が目につくようになってきました。しかし、規模は小さい町会ながら、小さいがゆえにその特性を生かし、“日の出町会”の名前にふさわしい輝いた町会づくりをモットーに活動してきました。以下に主な項目について総括します。

1. 総会 4月1日(土)の総会には17名の参加をいただき、皆様のご協力の下、今年度の年間計画のご承認をいただきました。
2. 親睦旅行 親睦を深めるために最も効果的な行事は何といても親睦旅行です。今年は7月8日(土)の竜飛温泉へのバス旅行でした。参加者15名、温泉はもちろん、往復のバスの中での会話が大変楽しそうでした。
3. 健康ウォーキング 10月9日(月、スポーツの日)の野木和公園での健康ウォーキングは日の出町会単独の行事として行いました。歩行が得意でない人も含めて16名の参加をいただき、野外での食事会を楽しみました。
4. 防災講習会(兼 新年会) 1月8日(月、成人の日)には防災講習会兼新年会を開催しました。青森市危機管理課職員による講習会で、今回は主に防災グッズをテーマに講習をしていただきました。災害による被害を最小限に食い止めるためには日頃の訓練が欠かせませんので、今後とも防災訓練を継続していきたいと考えています。なお、今年は油川中学校主催の避難所訓練が初めて行われました。大変結構なことなので、この活動を油川連合町会の行事として拡大していければよいと感じました。
5. 除草作業 快適な環境づくりのために、春秋の年2回、油川中学校付近の道端の除草作業を行いました。2回とも参加者は15名でした。除草後のきれいさに皆、爽快感、満足感を感じておられたようでした。
6. 通信発行 直接行事に参加できない人のために、町会活動を紹介する目的で「日の出町会通信」を発行しています。今年度はNo.10号,11号,12号と3回発行しました。同時にホームページの更新も回数は少なかつたけれども、行っています。若い方にも是非関心を持っていただき、できる範囲で結構ですので活動にご協力頂きたいと思っています。
7. その他 油川連合町会の会員として当然のことながら、連合町会の行事である、墓前祭、ねぶた祭り、ふるさと海岸の整備、かかしロード、野外音楽会、敬老会、などにも積極的に参加してきましたことを付け加えておきます。

今後とも会員相互の親睦を深めるとともに、健康なまち、美しいまち、住みよいまち「日の出町会」づくりのためにご協力をお願いいたします。

# 3号議案

## 令和6年度 事業計画

日の出町会は、自分たちの住んでいる地域の安全、安心、そして美しいまちづくりのため今年度は以下の事業を計画します。

### 1. 会員相互の交流・親睦を図るために

- ① 総会の開催〈4月6日〉
- ② 日帰り親睦旅行〈7月6日(土) 予定：つがる市 柏ロマン荘〉
- ③ 健康ウォーキング〈野木和公園、10月14日(月) 体育の日を予定〉
- ④ 防災研修会(食事会付き、時期未定)
- ⑤ 「通信」の発行(年3回予定)
- ⑥ ホームページの更新(行事等終了後、速やかに)

### 2. 防災意識高揚のために

防災に関する研修会開催〈自主防災組織立ち上げに向けて、時期未定〉

### 3. 美しい町会づくりのために

- ① 道路脇の除草〈年2回、5月、10月を予定〉
- ② ごみの分別収集

特に、毎月第2土曜日と第4土曜日に回収している「有価資源ごみによる収入」は町会財政の大きな収入源になっています〈令和2年度は8万5千円、令和3年度8万3千円、令和4年度10万1千円、令和5年度9万4千円と横ばいの傾向にあります〉。

新聞紙、雑紙、雑誌、ダンボール紙、アルミ缶、等は第2土曜日または第4土曜日にお出しいただくと助かります〈通年〉

- ③ ゴミ袋の配布〈昨年度と同量(450用40枚など3択) 予定、5月予定〉

出来高分の増量として、燃えないゴミ用300透明ゴミ袋20枚を予定

ゴミ袋高騰により、配布は令和6年度が最大となる見込みで、減少もあり得ます。

- ④ クリーンボックス〈ごみ収集場〉の整備・整頓〈通年〉

各事業実施の詳細につきましては、その都度決まり次第、回覧板でお知らせいたします。

## その他(親睦旅行 等)

① 日帰り親睦旅行について

期日 令和6年7月6日(土)

参加費 3000円(当日徴収)

行先 柏ロマン荘(つがる市)

日程 出発 9時30分 赤坂酒店前(会場の送迎バスにて:23人乗り)

行程が1時間程度のため、途中休憩なしで会場に直行

到着 10時30分 洋室・椅子席

昼食は11時30分から(乾杯用酒類かドリンク付き)・ゲーム等

(入浴用タオルとバスタオル無料貸出、シャンプー・ソープ等浴室備え付)

出発 14時30分から15時

途中、道の駅つるた「あるじあー」で買い物時間をとります

到着 赤坂酒店前 16時から16時30分予定

※ 詳細は、後日回覧板にて(每户配布のチラシ作成します)

② 町会費(年額、3000円)の徴収について

- ・4月20日(土)より、各班長が徴収する。(年金支給日後徴収に配慮)
- ・一括徴収とし、町会長名・町会印の領収書を発行(徴収袋は、令和5年度から廃止)

③ 総会時のバザーの件

- ・4月6日(土)の総会終了後、バザーを開催します。

未使用品を持ち寄り、有償で譲り合うもので、集まった現金は、全額「社会福祉協議会」に寄付します。譲り渡す金額(100円、または200円)は、出品者がシールなどでつけてくるものとします。多数のご参加をお願いいたします。

## 添付資料

### 日の出町 町会規約

(名称・事務所)

第1条 この会は、日の出町会（以下「本会」という）と称し、主たる事務所を会長宅置く。

(会員・組織)

第2条 本会は、日の出町に居住する世帯を会員として組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と、会員の健康と福祉の増進を図ることに努め、以って安全・安心で住みよい町会づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 健康および福祉の増進に関する事業
- (3) 資源ごみの回収、ごみの分別収集、ごみの減量化等に関する事業
- (4) 防災、防犯、および交通安全に関する事業
- (5) 地域の美化に関する事業
- (6) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事業
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(会員の入退会)

第5条 本会への会員の入会及び退会については、随時可能とする。

(会費)

第6条 本会の会員会費は、年会費とし、その額は総会において定める。  
ただし、会員に特別の事情があるときは、会費を免除することができる。  
また、すでに納入した会費は返還しないものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 会長   | 1名         |
| (2) 副会長  | 1名         |
| (3) 会計   | 1名         |
| (4) 監事   | 2名         |
| (5) 班長役員 | 数名(班の数分だけ) |

(役員を選任等)

第8条 会長、副会長、会計、監事は、総会において会員の中から選出する。  
2 監事と会長、副会長、及び会計は、相互に兼任できない。  
3 班長役員は、各班の班長がこれにあたる。  
4 役員（班長役員を除く）には報酬を供することとし、その金額は総会において決定する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 会計は、本会の財産の管理及び会計事務を担当する。

4 監事は、財産の状況および事務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期)

第10条 班長役員以外の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(班及び班長)

第11条 本会の運営を円滑に行うために、区域を分けて班を置く。

2 班には班長を置き、班長は原則として輪番制とし、その任期は1年とする。

3 班長は、役員会における班長役員となる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会および三役会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長は会長がこれにあたる。

(会議議決)

第13条 会議における議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関とし、毎年1回4月に定時総会を開催する。

また、会員の3分の1以上の申し出があったときには臨時総会を開催できる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 規約の制定及び変更

(4) 役員選任(班長役員は除く)

(5) その他必要と認める重要事項

(総会議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他会務の執行に関する事項

(三役会)

第17条 三役会は、班長役員以外の役員をもって構成し、役員会に諮る事項の立案について検討する。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第20条 本会は、規約、役員名簿、会員名簿、議事録、予算決算書、財産目録、その他

必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附則

この規約は令和4年4月2日から施行する。

昭和58年4月1日に制定された「日の出町 町会会則」は、廃止する。

## 慶弔（慰）規定

第1条 本規定は、日の出町会の会員世帯に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

(1) 著しい火災または、風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ見舞金をおくる。

(2) 会員及び世帯員死亡の場合、3000円の香典をおくる。

(3) 町会長、副会長、会計、監事交替の場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

附則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

令和4年4月2日一部改定。

令和5年度 日の出町会関係行事一覧

令和6年3月現在

月日(曜日)	行事	場所(会場)	備考
4/1(土)	日の出町会総会	油川市民センター	出席者17名
5/	「日の出町会通信 No.10」発行		
5/10(水)	ごみ袋毎戸配布		
5/27(土)	第1回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	出席者6名
5/28(日)	春の除草奉仕作業 7:00~8:30	油川中学校脇の川沿い	参加者15名
6/21(水)	ふるさと海岸草刈り		
7/1(土)	ふるさと海岸清掃活動		
7/8(土)	親睦旅行	ホテル竜飛	参加者15名
7/13(木)	かかしロード280協賛		3,000円
7/15(土)	第2回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	出席者6名
7/30(日)	油川ねぶた合同運行(19:00~)		
8/3(木)	墓前祭(浄満寺 11:00~)	浄満寺	
8/5(土)	道路穴ボコの補修(市役所)		
8/7(月)	ふるさと海岸海水浴場補助監視員派遣	ふるさと海岸	4名
8/19(土)	油川地域合同盆踊り(18:00~20:00)	油川市民センター	
9/2(土)	「市民一掃きデー」(9:00~10:00)	野木和公園	雨天のため中止
9/9(土)	第3回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	出席者6名
9/10(日)	野木和公園野外音楽祭(10:00~17:30)	野木和公園	
9/23(土)	敬老会	油川市民センター	
10/1(日)	秋の除草奉仕作業 7:00~8:00	油川中学校脇の川沿	参加者15名
10/7~8	油川市民センターまつり	油川市民センター	
10/9(月)	健康ウォーキング	野木和公園	参加者16名
11/	「日の出町会通信 No.11」発行		
11/23(木)	3世代交流餅つき大会	油川市民センター	手伝い人2人参加
1/8(月)	防災講習会兼新年会(10:00~13:00)	油川市民センター	18名参加
2/3(土)	「日の出町会通信 No.12」発行		
3/16(土)	第4回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	
予定			
4/6(土)	令和6年度 日の出町会総会	油川市民センター	